

担当弁理士：石川 克司

不正競争の判断に関する裁判例

－「ろ過カートリッジ」事件－

H30.7.26 判決 東京地裁 平成 29 年（ワ）第 14637 号

商標権侵害行為差止等請求事件：請求認容

概要

インターネット上のショッピングモールの店舗において、原告の周知な商品等表示である標章と類似する標章をウェブページのタイトルタグ及びメタタグに使用して家庭用浄水器のろ過カートリッジを販売する被告の行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に当たるとして損害賠償を認めた事例。

被告の使用態様

1 別紙 1－1（一部抜粋）

・タイトルタグ

<title>【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。：グレイスランド 楽天市場店</title>

・メタタグ

<meta name="description" content="タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。">

2 別紙 1－2（一部抜粋）

・タイトルタグ

<title>【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。：グレイスランド 楽天市場店</title>

・メタタグ

<meta name="description" content="タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。">

3 別紙 2－1（一部抜粋）

・ウェブサイトの記載

タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイプ) ※当製品はメーカー純正品ではございません。ご確認の上、お買い求めください。

主な争点

- 1 原告標章「タカギ」（本件カタカナ表示）が周知性を有しているか
- 2 被告の行為が不競法 2 条 1 項 1 号の商品等表示の使用に該当するか

裁判所の判断

- 1 標章「タカギ」（本件カタカナ表示）が周知性

を有しているか

『原告は、蛇口一体型浄水器市場の販売シェアでは 2 位以下に大差を付けて全国 1 位であったこと、福岡及び鹿児島エリアで純粋惹起率が 1 位であったほか、九州地方以外に所在する広島でも純粋惹起率は 5 %を上回り 2 位であったこと、原告が相当の費用をかけて広告宣伝をしていることも併せて考慮すれば、本件カタカナ表示は、家庭用浄水器やその関連商品を購入しようとする需要者を基準とした場合、商品の出所を表すものとして識別力を有し、かつ、日本国内全域において周知性を有しているものと認めるのが相当である。』

2 被告の行為が不競法 2 条 1 項 1 号の商品等表示の使用に該当するか

『被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグに別紙 1－1 のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載したこと、その記載によって「楽天市場」のウェブサイトで「タカギ」、「カートリッジ」という語をキーワードとして検索した場合の検索結果の表示画面において、被告商品の写真が表示されるとともにその横に「タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ浄水器カートリッジ 浄水カートリッジ (標準タイ. . .)」といった、被告商品の種類に対応したタイトルが表示されたこと、それらのタイトルの下には「グレイスランド」、「楽天市場店」と表示されたこと、それらのタイトル部分を選択することで当該種類の被告商品を販売する被告ウェブページに移動することができたこと、その検索結果の表示画面においては上記のほかにタイトルタグに記載された説明は表示されず、メタタグに記載された説明も表示されなかったことの各事実が認められる。』

『以上のとおり、平成 28 年 1 月 15 日から平成 29 年 3 月 22 日までの間、タイトルタグ及びメタタグの記載によって、検索結果を表示するウェブサイトにおいて、タイトルとして被告標章 1 又は 2 が表示され、その後に空白部分があり、さらにその後に商品の品名が表示されたり、説明として被告標章 2 が表示され、その後に空白部分があり、さらにその後に商品の品名や説明が表示されたりした。この

ような態様での被告標章1及び2の使用は、写真や品名で説明される商品の出所を示すものであると認めることが相当である。そして、タイトルタグやメタタグにおける記載によって、ウェブサイトにおいて上記のような表示がされ、同サイトを閲覧した者もその表示を見ることができるとに照らすと、タイトルタグやメタタグにおいて、被告標章1及び2は、商品を表示する商品等表示として使用（不競法2条1項1号）されたものと認められる。また、前提事実（7）のとおり、被告ウェブページにおいて、被告商品を購入するために商品選択をする部分にも、別紙2-1のウェブサイトの記載欄のとおり、上記と同様に、「タカギ」との被告標章2が表示され、その後に空白部分があり、さらにその後に商品の品名や説明が表示されており、これらの表示も商品の出所を示すものであると解するのが相当である。』

『被告グレイスランドは、平成29年3月23日以降、被告ウェブページのタイトルタグ及びメタタグに別紙1-2（同年4月12日まで）並びに同1-3及び1-4（同月13日から）のタイトルタグ欄及びメタタグ欄のとおり記載したこと、その記載によって「楽天市場」のウェブサイトで「タカギ」、「カートリッジ」という語をキーワードとして検索した場合の検索結果の表示画面に被告商品の写真及びその横に「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ（標準タイプ）※当製品はメーカー純正．．．」、「【標準タイプ1本パック】タカギの浄水器に使用できる、取り付け互換性のある交換用カートリッジ．．．」といった被告商品の種類に対応したタイトル．．．（略）．．．が表示されたこと、それらのタイトルの下には「グレイスランド」、「楽天市場店」との表示がされたこと、それらのタイトル部分を選択することで当該種類の被告商品を販売する被告ウェブページに移動することができたこと、その検索結果の表示画面には上記表示のほかにはタイトルタグに記載された説明は表示されず、メタタグに記載された説明も表示されなかったことの各事実が認められる。以上のとおり、平成29年3月23日以降、タイトルタグ及びメタタグの記載によって、検索結果を示すウェブサイトにおいて上記のとおりが表示がされ、また、ウェブサイトによっては、検索結果の表示画面に別紙1-2、1-3、1-4のメタタグ欄記載の説明が表示されることになったと推認されるが、それらにおいては、いずれも「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」又は「の」という助詞が付加され、当該商品が原告商品に対応するものであるという、商品内容を説明するまとまりのある文章が表示されている。そして、このような表示内容に照らせば、需要者が上記の表示に接した場合には、それらにおける「タカギ」との表示は、当該商品が対応する商品を示すものであると受け取り、当該商品自体の出所を表示するものであると受け取ることはないと認められる。』

『被告ウェブページにおいて、被告商品を購入する

ために商品選択をする部分にも、上記と同様に、「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」又は「の」という助詞が付加され、当該商品が原告商品に対応するものであるという、商品内容を説明するまとまりのある文章が表示されており、これらの表示についても商品の出所を表示するものとして使用されたとは認められないと解するのが相当である。』

検討

他人の商標をタイトルタグやメタタグとして、ウェブサイトで使用することについて、本判決では、「タイトルタグやメタタグにおける記載によって、ウェブサイトにおいて上記のような表示がされ、同サイトを閲覧した者もその表示を見ることができるとに照らすと、タイトルタグやメタタグにおいて、被告標章1及び2は、商品を表示する商品等表示として使用（不競法2条1項1号）されたものと認められる。」と判断した。

この点、同趣旨の裁判例として、タイトルタグやメタタグにおける【IKEA STORE】などの標章の使用が、「IKEA」の商標権を侵害すると判断した事例がある（平成24年（ワ）第21067号）。同判決では、メタタグないしタイトルタグを記載することは、役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為に当たるとし、被告各標章が、メタタグないしタイトルタグとして記載された結果、検索エンジンの検索結果において、被告サイトの内容の説明文ないし概要やホームページタイトルとして表示され、これらが被告サイトにおける業務の出所を表示し、被告サイトにアクセスするよう誘引するのであるから、メタタグないしタイトルタグとしての使用は、商標的使用に当たると判断している。

したがって、本判決におけるタイトルタグやメタタグが商品等表示として使用されたとの判断は、現在の傾向に沿うものといえる。

実務上の指針

被告の使用態様（別紙1-1）「【楽天市場】タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ」について、「タカギ」の後ろに空白部分があることなどを理由に、当該使用について、商品の出所を示すものであると認めることが相当と判断をした。

一方で、被告の使用態様（別紙1-2）「【楽天市場】タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ．．．」について、「タカギ」というカタカナ3文字の後に「に」又は「の」という助詞が付加され、当該商品が原告商品に対応するものであるという、商品内容を説明するまとまりのある文章が表示されていることから、需要者が上記の表示に接した場合には、当該商品自体の出所を表示するものであると受け取ることはないと認められると判断している。被告の使用態様（別紙1-2）における裁判所の判断は、自社のウェブサイトにおいて、他人の商標を含んだ表示を行う場合に参考になると思われる。

以上